

選 択 約 款

(家庭用空調契約)

令和2年3月31日

北日本ガス株式会社

目 次

1. 目 的.....	1
2. 選択約款の変更.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 適用条件.....	1
5. 契約の締結.....	2
6. 使用量の算定.....	2
7. 料 金.....	2
8. 単位料金の調整.....	3
9. その他.....	4
付 則.....	4
別 表2 料金表.....	6

1. 目的

この選択約款は、家庭用空調機器の普及を通じ、当社の供給設備の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

この選択約款の料金に関する変更は、あらかじめお客様に通知の上、営業所等に変更の約款を掲示します。その他の変更については、ホームページに変更の1週間前から一定期間掲載の上、営業所等に掲示します。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、冷凍能力22.4kW(6.4U.S.R.T)以下のガスエンジンヒートポンプ方式の機器およびガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (3) 「夏期」とは、7月使用分(6月検針日の翌日から7月検針日まで)から10月使用分(9月検針日の翌日から10月検針日まで)までの4か月間をいい、「その他期」とは、11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)から6月使用分(5月検針日の翌日から6月検針日まで)までの8か月間をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」…消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。
- (6) 「単位料金」とは、8.定める基準単位料金および調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

家庭用空調機器を専用住宅または併用住宅で使用する需要で、1需要場所におけるメーター号数(ガス小売供給約款12-1(4)④なお書きの規定によりガスマーターを2個以上設置しているお客さまについてはそのメーター号数の合計とします。)が16号以下であり、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用

いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、お客様が、この選択約款を承諾のうえ、当社に使用を申し込んでいただき、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客様が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません((4)において同じ)。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款（ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスマーテーの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスマーテーの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) お客様は、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金または遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。
- (2) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3ペー

セント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

（3）当社は、別表2料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

（1）当社は、毎月、（2）②により算定した平均原料価格が（2）①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表2料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

=基準単位料金 + 0.082円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

=基準単位料金 - 0.082円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切捨て。

（2）（1）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

66, 600円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表1の(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が106,560円以上となった場合は、106,560円といたします。

(算 式)

平均原料価格 = トン当たりLNG平均価格 × 0.9658

＋トン当たり LPG 平均価格 × 0.0336

(備 考)

トン当たり LNG 平均価格及びトン当たり LPG 平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施期日

この選択約款は、令和 2 年 3 月 31 日から実施いたします。

別 表1 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8. の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。 (小数点以下の端数切り捨て)

イ 早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

ロ 遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

(5) 調整単位料金を算定しなかった場合、夏期基準単位料金は、料金算定期間の末日が夏期に属する料金に適用し、その他期の基準単位料金は、料金算定期間の末日がその他期に属する料金に適用いたします。

別 表2 料金表

(1) 基本料金

1か月およびガスマーター1個につき	2,365.00円(税込) (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------------

(2) 基準単位料金

	夏期	その他期
1立方メートルにつき	93.51円(税込) (消費税等相当額を含みます。)	98.02円(税込) (消費税等相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに、8. の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。